○新見公立大学大学院長期履修規程

平成26年４月１日

規程第106号

改正　平成27年４月１日規程第106号

平成31年４月１日規程第106号

（趣旨）

第１条　この規程は、新見公立大学大学院学則（平成26年規則第５号。以下「大学院学則」という。）第26条第２項の規定に基づき、長期にわたる教育課程の履修に関し必要な事項を定めるものとする。

（対象）

第２条　長期履修（大学院学則第26条第１項に規定する計画的な履修をいう。以下同じ。）の申請をすることができる者は、大学院に入学を許可された者又は大学院の学生（長期履修の許可を受けずに博士前期課程及び修士課程２年目又は博士後期課程３年目に在学する者を除く。）であって、次のいずれかに該当することにより大学院学則第５条第１項に規定する標準修業年限で修了することが困難であると認められる者とする。

(1)　職業を有している者

(2)　その他長期履修が必要となる相当の理由がある者

（履修期間）

第３条　長期履修の期間は１年単位とし、長期履修を適用せずに在学する期間を通算して大学院学則第５条第２項に規定する在学年限を超えることはできないものとする。

２　休学の期間は、前項の期間に算入しない。

（申請）

第４条　長期履修を志願する者は、次に掲げる書類を、別に定める期日までに学長に提出しなければならない。

(1)　長期履修申請書（様式第１号）

(2)　長期履修が必要であることを証明する書類

(3)　その他学長が必要と認める書類

（長期履修の許可）

第５条　前条の申請に対しては、新見公立大学大学院研究科教授会（以下「教授会」という。）の審議を経て学長が許可する。

２　前項の許可に当たり、長期履修期間中の各学期の修得単位数の上限を設けることができ

る。

（長期履修期間の変更）

第６条　長期履修を認められた者（以下「長期履修学生」という。）が、当該期間の変更を希望する場合は、長期履修期間変更申請書（様式第２号）並びに第４条第２号及び第３号に規定する書類を別に定める期日までに学長に提出しなければならない。

２　長期履修期間の変更は、在学中１回限りとする。

３　第１項の申請は、前条第１項の規定を準用する。

（長期履修の許可の取消し）

第７条　長期履修学生が大学院学則及び諸規程に違反したとき、学生としての本分に反する行為をしたとき又は長期履修に関し虚偽の申請をしたことが判明したときは、学長は、教授会の審議を経て長期履修の許可を取り消すことができる。

（委任）

第８条　この規程に定めるもののほか、この規程の実施に関し必要な事項は、学長が別に定める。

附　則

この規程は、平成26年４月１日から施行する。

附　則（平成27年４月１日規程第106号）

この規程は、平成27年４月１日から施行する。

附　則（平成31年４月１日規程第106号）

この規程は、平成31年４月１日から施行する。

附　則（令和５年４月１日規程第106号）

この規程は、令和５年４月１日から施行する。

様式第１号（第４条関係）

様式第1号(第4条関係)

長　期　履　修　申　請　書

年　　月　　日

新見公立大学長　様

研究科　　専攻
学籍番号(受験番号)
氏名

下記のとおり長期にわたる教育課程の履修を申請します。

記

入学年月日		年　　月　　日
長期履修申請期間		年　　月　　日から　　年　　月　　日まで(　　年間)
現住所		〒 電話番号　　―　　―
勤務先	名称・職種等	
	所在地	
理由		
履修計画		
指導教員の所見		署名

様式第２号（第６条関係）

様式第2号(第6条関係)

長期履修期間変更申請書

年　　月　　日

新見公立大学長　様

研究科　　専攻
学籍番号
氏名

下記のとおり長期履修期間の変更を申請します。

記

入学年月日	年　　月　　日
許可済の履修期間	年　　月　　日から　　年　　月　　日まで(　　年間)
変更後の履修期間	年　　月　　日から　　年　　月　　日まで(　　年間)
変更の理由	
変更後の履修計画	
指導教員の所見	署名